平成２９年（フ）第５０６３号
東京都台東区清川２丁目34―２　ホテル塚本屋
債務者　藤田　大輔
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０７２号
東京都足立区興野１丁目15―10―302
債務者　児玉　睦子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１０号
東京都あきる野市牛沼530番地３
債務者　福島　千夏
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５５３号
東京都東大和市奈良橋１丁目321番地の14
債務者　望月　秀樹
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５７号
栃木県さくら市氏家3511番地79　アレスト・オオノ201
債務者　大橋　昌行
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５０６１号
東京都港区芝浦４丁目19―７―910
債務者　山口　悦子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０６２号
東京都港区芝浦４丁目19―７―910
債務者　山口　晋司
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０６５号
東京都中野区大和町４丁目42―14―201
債務者　津田　恵生（旧姓栗林）
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３６号
東京都青梅市勝沼１丁目194番地
債務者　細谷　明波
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４１７号
横浜市港北区篠原町1074番地58　シャトレー201号
債務者　井上　智愛
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１０８号
横浜市泉区中田西１丁目21番25号　ラルク泉201号
債務者　貞包さおり（旧姓住谷）
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５６号
横浜市戸塚区戸塚町3457番地７
債務者　滝川　玲子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５８号
横浜市戸塚区下倉田町727番地　アルテアリスＫ―202号
債務者　須藤　秀一
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８５号
横浜市金沢区六浦４丁目12番11号　サンハイツアカネ102
債務者　上野　信男
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４０号
横浜市鶴見区元宮１丁目10番15号　和光ハイツ102
債務者　瀬谷　卓嗣
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部